政令第五号

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年一月三十一日」を「令和二年一月三十一日」に改める。

第四条中「平成三十一年五月十九日」を「令和元年十一月十九日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠

計量単位令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

計量単位令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

別表第一第二号中「国際キログラム原器の」を「プランク定数を十の三十四乗分の六・六二六〇七〇一五ジュール秒とすることによって定まる」に改め、同表第四号定義の欄を次のように改める。

電気素量を十の十九乗分の一・六〇二一七六六三四クーロンとすることによって定まる電流

別表第一第五号中「水の三重点の熱力学温度の二百七十三・一六分の一」を「ボルツマン定数を十の二十三乗分の一・三八〇六四九ジュール毎ケルビンとすることによって定まる温度」に改め、同表第六号中「〇・〇一二キログラムの炭素十二の中に存在する原子の数と等しい」を「六・〇二二一四〇七六に十の二十三乗を乗じた」に改める。

附　則

この政令は、令和元年五月二十日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

条　約

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第一号

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、

日本国及び中華人民共和国（以下「両締約国」という。）の間の友好関係を一層発展させることを目的とし、

社会保障の分野における相互の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

中華人民共和国については、中華人民共和国の国籍を有する個人

(b)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

中華人民共和国については、次条1(a)に規定する社会保険制度に関する法律、行政府及びその部門並びに地方の命令及び規則その他の法規

(c)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

中華人民共和国については、人的資源社会保障部

(d)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

中華人民共和国については、人的資源社会保障部社会保険管理センターその他人的資源社会保障部が指定する機関

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定が適用される法令の範囲

1　この協定は、

(a)　中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用する。

(b)　日本国については、次の日本国の年金制度に関する法令について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

2　1に規定する法令には、一方の締約国と第三国との間で締結される社会保障に関する協定その他の国際約束及び当該協定その他の国際約束の個別の実施のためにのみ制定される法令を含めない。

第三条　この協定が適用される者の範囲

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある全ての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二部　適用法令に関する規定

第五条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者として就労する者については、その就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。